

\_\_\_\_\_の工事中の消防計画

※本計画に定めるもの以外のものについては、既定の消防計画によります。

令和 年 月 日

第 1 章 工 事 計 画 及 び 施 工

1 工事概要

(1) 新築・増築・改築・模様替え・その他 ( \_\_\_\_\_ )

(2) 事業所名 (用途)

事業所名 \_\_\_\_\_ 用途 ( \_\_\_\_\_ )

※事業所名が変更になる場合は、工事前の事業所名 (用途) 及び工事後の事業所名

工事前の事業所名 \_\_\_\_\_ 用途 ( \_\_\_\_\_ )

工事後の事業所名 \_\_\_\_\_ 用途 ( \_\_\_\_\_ )

(3) 工事内容

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2 工事日程

(1) 工事時間帯

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで ( \_\_\_\_時 \_\_\_\_分から \_\_\_\_時 \_\_\_\_分まで)

(2) 休日等の工事予定 (平日と同じ場合は無記入)

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで ( \_\_\_\_時 \_\_\_\_分から \_\_\_\_時 \_\_\_\_分まで)

(3) 夜間の工事予定

\_\_\_\_月 \_\_\_\_日から \_\_\_\_月 \_\_\_\_日まで ( \_\_\_\_時 \_\_\_\_分から \_\_\_\_時 \_\_\_\_分まで)

3 工事範囲

(別紙図面)

4 機能に支障を生じる消防用設備等

有 ・ 無 別紙  1

5 機能に支障を生じる避難施設等

有 ・ 無 別紙  2

6 火気を使用する設備器具 (以下「火気設備器具」という) 等の使用等

有 ・ 無 別紙  3

7 危険物品等を取り扱う作業等

有 ・ 無 別紙  4

8 連絡先

電話	—	—
電話	—	—

9 緊急連絡先（工事施工責任者等）

電話	—	—
電話	—	—

10 その他（下請業者等）

電話	—	—
電話	—	—
電話	—	—
電話	—	—
電話	—	—
電話	—	—
電話	—	—
電話	—	—

第 2 章 工 事 中 の 防 火 管 理 体 制

11 出火防止対策

(1) 日常の火災予防

ア 防火担当責任者及び火元責任者を別表1「日常の火災予防組織」のとおり指定し、それぞれの任務に従って日常の火災予防を行う。

イ 火元責任者は、別表2「日常の自主検査チェック票」を用いて、担当区域内の日常の火災予防について、毎日自主検査を実施する。

ウ 火元責任者は、自主検査の結果、異常が認められたときは、防火管理者及び防火管理責任者に報告し、指示を受けて対処する。

エ 工事施工責任者は、作業の開始前または作業終了時にその日及び翌日の作業内容について、防火管理者に報告する。

オ 防火管理責任者は、作業員が火気を使用する場合には、周囲をよく点検し、必要な指示を与える。

(2) 放火防止対策

ア 建物の外周部及び階段等には、可燃性の工事用資材または梱包材等は置かないようにする。やむを得ず置く場合は整理整頓し、難燃性シート等で覆い、保管する。

イ 工事施工責任者は、作業終了後に施錠を最終的に確認する。

ウ 工事関係者以外の者の工事部分等への立ち入りは禁止とし、火元責任者及び警備員が、工事部分等への出入りをチェックする。

エ 警備員または保安員は、工事部分等の巡回警備を行う。

### (3) 喫煙管理

- ア 喫煙をする場合は、\_\_\_\_\_の喫煙場所で行い、喫煙場所周囲には、可燃物等を放置しない。なお、喫煙場所には、その旨を掲示する。
- イ 火元責任者は、毎日作業終了後に吸殻を集め、指定された不燃性容器に入れて処理する。

### (4) 延焼拡大防止

- ア 防火戸、防火シャッター等の周囲には、延焼媒体となる可燃物や開閉障害となる物品を放置しない。
- イ 工事中は、作業のため必要がある場合を除き、防火戸、防火シャッター等は努めて閉鎖する。また、作業終了後には努めて閉鎖する。

## 1 2 相互連絡体制等

- (1) 防火管理者は、火災予防上必要な事項について、必要に応じて、工事責任者等に指導、監督を行う。
- (2) 防火管理者は、工事関係者等と工事の開始前に十分協議を行う。
- (3) 工事責任者は、工事の開始・終了の報告、溶接・溶断作業の事前報告、危険物品の持ち込み・使用の事前報告を防火管理者に行う。
- (4) 工事部分内または使用している部分から火災が発生した場合は、通報、初期消火、避難の相互連絡体制を図る。

## 1 3 地震対策

### (1) 日常の地震対策

- ア 地震対策を実施する責任者は、防火管理責任者とする。
- イ 建築物の倒壊、施設物の転倒、落下防止及び火気設備器具からの出火防止を重点とし、次の事項について予防措置を実施する。
  - (ア) 工事用資機材等の転倒防止措置
  - (イ) 工事用足場、資材等の落下、飛散防止措置
  - (ウ) 建築物、工作物等の安全確保のための点検と補強
  - (エ) 火気設備器具の点検と安全措置
  - (オ) 火気設備器具は、自動消火装置等の作動状況の検査
  - (カ) 危険物品は、転倒、飛散防止措置

### (2) 地震後の安全措置

- ア 工事関係者は、地震が起きたら直ちに直近の火気設備器具の元栓、器具栓の閉止または電源遮断を行い、火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 各設備器具等は、安全を確認した後に使用する。
- エ 工事施工責任者は、地震動終了後、工事部分等を点検及び確認をし、被害状況を防火管理者に報告する。
- オ その他被害があった場合には、応急措置を行い、状況によっては工事を中止する。

### (3) 警戒宣言が発せられた場合の対応措置

すべての作業を中止し、自衛消防隊を活用して、次の事項について被害防止措置を実施する。  
実施後または状況に応じて、速やかに工事人を帰宅させる。

- ア 工事用足場等、転倒、落下のおそれのあるものの点検と補強
- イ 警戒宣言が発せられた場合の、全工事人への周知徹底
- ウ 危険物品等の安全な場所への搬出

## 1.4 自衛消防について

- (1) 自衛消防の組織の編成は、別表3「自衛消防組織編成表」とし、同表を現場事務所、工事人休憩所の見やすいところに掲示する。
- (2) 各係及び係員の指定は、工事現場の規模、工事人の数に応じて、具体的に任務分担し、自衛消防活動については、工事人に周知徹底する。

## 1.5 消防機関との連絡

### (1) 届出事項

- ア 工事中の消防計画作成（変更）届出  
工事中の消防計画を作成または変更したときに遅滞なく届出る。
- イ 訓練実施の通報  
自衛消防訓練を実施するときに通報する。

### (2) 連絡事項

消防用設備等の代替措置等について、工事施工上、やむを得ず機能を停止等する場合、事前に管轄消防署と連絡を密にして、火災予防上安全な措置を図る。

## 1.6 避難経路

- (1) 工事部分等における避難経路について、工事人に周知徹底する。
- (2) 避難経路には、資材等の物品が置かれなないようにするとともに、二方向避難を確保する。

## 1.7 防火区画

- (1) 一部を使用して工事を行う場合、出火危険の高い工事部分等と使用部分を完全に防火区画し、工事部分からの延焼拡大を防止して人命の安全を図る。
- (2) 防火管理責任者は、防火区画に異常がないかどうかを随時確認し、破損等を発見した場合は、直ちに改修する。

## 第 3 章 工事期間中の工事人への教育・訓練の実施及び工事中の消防計画の周知

## 1.8 防災教育

### (1) 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施対象者、実施回数は次のとおりとする。

#### ア 全員

- (ア) 工事開始前 … 1回以上
- (イ) 作業開始前 … 毎日

#### イ 工事施工責任者または防火管理責任者等

- (ア) 工事開始前 … 1回以上
- (イ) その他必要の都度、実施する

## (2) 防災教育の内容

### ア 全員

(ア) 工事中の消防計画について

(イ) 遵守事項（火気，喫煙，避難施設の維持，危険物品等の管理）の徹底について

(ウ) 災害発生時の対応要領について

### イ 工事施工責任者または防火管理責任者等

(ア) 工事中の消防計画について

(イ) 各自の任務分担と責任範囲について

(ウ) 日常の火災予防の徹底について

(エ) 自主検査の徹底について

(オ) 災害発生時における工事部分と使用している部分の連絡体制の徹底について

(3) その他，外国人労働者等の臨時的に就業する作業員等に対しては，工事施工責任者が個別に防災教育を実施し，徹底を図る。

## 19 訓練

### (1) 訓練種別及び実施時期等

#### ア 消火訓練 … (全員・自衛消防隊員)

消防用設備等（消火器，屋内消火栓等）の取扱い

（設置されている消防用設備等が使用できない場合も想定して実施する）

#### イ 通報訓練 … (全員・自衛消防隊員)

119番通報，館内連絡要領

#### ウ 避難訓練 … (全員)

工事部分の避難経路の確認，避難誘導要領

（工事部分等が使用部分からの避難経路となっている場合には，使用部分の避難誘導担当と相互に連絡を密にして実施する）

#### エ 総合訓練 … (全員)

工事部分と使用部分の連携活動

(2) 建物全体で実施する総合訓練には，必ず参加する。

## 20 工事中の消防計画の周知に関すること

(1) 防火管理者は，防災教育及び訓練を通して，全従業員，工事人に対して，工事中の消防計画を周知徹底する。

(2) 全工事人に，消防計画に定める遵守事項について徹底する。

(3) 工事日程，内容によって工事人が変わるため，その都度周知徹底を図る。

別表 1

日 常 の 火 災 予 防 組 織

	防火担当責任者	業 務	火 元 責 任 者	業 務
防 火 管 理 者 「  「 又 は 防 火 管 理 責 任 者 「  「	(工事地区毎)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火管理者の補佐</li>   <li>2 作業現場のパトロール・監視</li>   <li>3 作業終了後の安全確認</li>   <li>4 作業現場の立入制限</li>   <li>5 火元責任者の指導監督</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火気管理</li>   <li>2 喫煙管理</li>   <li>3 避難施設の維持管理</li>   <li>4 作業現場の整理整頓</li>   <li>5 消火器・屋内消火栓等の維持管理</li>   <li>6 地震時の初動措置</li>   <li>7 その他</li> </ol>

別表2

日 常 の 自 主 検 査 チ ェ ッ ク 票

月

日	曜日	検 査 項 目										備 考 ○ 不 備 欠 陥 事 項 記 入 ○ 改 修 状 況 記 入 ○ そ の 他	
		終業時の火気の確認	終業時の施錠管理	終業時の吸殻管理	消 防 用 設 備 等 理 の 維 持 管 理				防火戸の閉鎖障害	防火シャッター閉鎖障害	避難経路の確保状況		危険物の保管状況
					消 火 器	屋 内 消 火 栓 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	そ の 他 ( )					
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													

日	曜日	検 査 項 目										備 考 ○ 不備欠陥事項記入 ○ 改修状況記入 ○ その他	
		終業時の火気の確認	終業時の施錠管理	終業時の吸殻管理	消防用設備等 の維持管理				防火戸の閉鎖障害	防火シャッター閉鎖障害	避難経路の確保状況		危険物の保管状況
					消火器	屋内消火栓設備	自動火災報知設備	その他（ ）					
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

- (凡例) ○ … 良  
 × … 不備  
 ⊗ … 即時改修

確認印	工事責任者





## 機能に支障を生じる消防用設備等

第1 消防用設備等		
種類・区域	支障を生じる期間	代替措置の概要
第2 管 理 の 方 法 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火管理責任者及び警備員等による巡回の回数を増やす等、監視体制を強化する。 (毎日 ____ 時間ごとに巡回を実施する)</li> <li>2 機能を停止する消防用設備等の種類、停止時間及び停止部分は、必要最小限にする。</li> <li>3 機能を停止する工事は、営業時間等以外の時間に行う。営業時間が昼夜にわたる場合は、昼間に工事を行う。</li> <li>4 防火管理責任者は、防災センター等に工事内容（機能が停止する設備等）について、連絡を密にする。</li> <li>5 工事終了後、防火管理責任者が点検を実施し、再度警備員等による点検を実施する。</li> <li>6 機能を停止する場合は、消防機関と協議する。</li> </ol>	

## 機能に支障を生じる避難施設等

第1 避難施設及び非常用進入口等		
種類・区域	支障を生じる期間	代替措置の概要
第2 管理 の 方 法 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事部分等及び使用している部分に、避難経路図を掲示する。</li> <li>2 避難誘導担当者及び工事人に対して、避難経路について周知徹底する。</li> <li>3 できる限り二方向避難を確保する。</li> <li>4 防火管理責任者は、避難階段、通路等及び非常用進入口付近に障害となる資材等が置かれていないかを、随時確認する。</li> <li>5 作業時間帯の非常口は、瞬時に開放できるようにする。</li> </ol>	



